

障害児者支援について～品川区立障害児者総合支援施設について

厚生委員会資料
令和4年12月23日
福祉部障害者施策推進課
福祉部障害者支援課

1. 施設の設置目的について

令和元年10月に障害児者の地域生活支援拠点として開設。施設内にある品川区立品川児童学園の機能拡充を図り、発達・発育に支援を必要とする子どもとその保護者等の支援を行うとともに、障害者の高齢化や重度化など多様化する障害者ニーズに対応し、障害者が地域で自立し、安心した生活を送るための支援を行う。

2. 事業内容について

(1) 児童発達支援センター 品川区立品川児童学園

①子ども発達相談室

発達に関するご不安・ご心配や子どもとの接し方について等の相談・助言の実施、福祉サービス等の制度利用のご案内、子どもの成長の様子を保護者と一緒に確認する面接、言語聴覚士等による専門相談等を実施する。

②児童発達支援【定員：未就学児40人】

心身の発達の気になる子どもや障害のある子どもが安心して日常生活を送るための、基本的な動作の指導、必要な知識や技能の習得等、適応訓練等を行う。月～金に通所する通園クラスと、週1回程度、通所ソーシャルスキルトレーニングを行う並行通園クラスがある。

③放課後等デイサービス【定員：就学児10人】

就学している障害のある子どもや障害特性のある子どもに対し、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

④保育所等訪問支援

保護者からの依頼に基づき、保育所等の集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行なう。

⑤日中一時支援【定員：20人】

特別支援学校等に通学する障害のある子どもの家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

(2) 品川区南品川障害児者相談支援センター

地域で暮らす障害のある方とその家族の生活全般にわたる相談や福祉サービス利用の調整を行う。

(3) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

自宅にヘルパーが訪問し、居宅での暮らしの支援や地域での活動・社会参加の援助を行う。

(4) 移動支援事業（新規） ※令和4年10月1日～指定管理者からの提案により実施

屋外での移動が困難な方に対する社会生活上必要不可欠な外出等の移動の介護を行う。

(5) 日中活動・短期入所系サービス

①生活介護【定員：30人】

介護が必要な障害のある方への支援、創作的活動や生産活動の機会を提供する。

②短期入所【定員：12人】

一時的に自宅での生活が難しくなった方や親から離れて自立した生活を目指す方が利用する。

③就労継続支援B型【定員：20人】

一般就労が困難な方に働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

(6) 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。

3. 指定管理者変更にあたっての引継ぎの実施について

令和4年10月1日から社会福祉法人福栄会による総合的な建物管理も含めた一体的な管理運営が開始となった。前指定管理者から社会福祉法人福栄会への引継ぎの状況は、以下のとおり。

(1) 引継ぎの実施内容（令和4年4月～9月）

引継ぎ方法のすり合わせ、引継ぎ事項の確認、事業実施内容の確認、ケース情報の共有、支援に係る引継ぎの実施、利用者およびご家族との引継ぎ面談

(2) 引継ぎ面談実施数

①品川区立品川児童学園および訪問系サービス

延172人実施

②品川区南品川障害児者相談支援センター

延147人実施

③日中活動・短期入所系サービス・地域活動支援センター

延136人実施



品川区立障害児者総合支援施設

品川区南品川3-7-7

延床面積6874.88㎡

地下1階・地上6階

4. 今後の取り組みについて

1. 児童発達支援センター機能強化

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

専門相談の充実、親子グループやペアレントトレーニングの実施

(2) 地域の障害児通所支援事業所との連携強化および支援内容等の助言・援助機能

事業所連絡会の開催、ケースおよび施設への支援

(3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援や巡回相談の充実

(4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

子ども発達相談室の初回面接までの待機期間の短縮

(5) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化に対応する重度の障害児の受入強化

2. 地域活動支援センター機能強化

(1) 地下1階に浴室を設置し、外出が困難な精神障害者が外出するきっかけ作りを行う

(2) 高次脳機能障害の方を対象にした講座の実施等、幅広い障害種別の方が利用できる事業運営

3. 障害児者の相談支援事業の充実

(1) 品川区南品川障害児者相談支援センター

現在、2階にある相談支援センターを1階へ移し、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 子ども発達相談室

地下1階の相談室を活用して、相談場所の拡大を図る。

4. 地域に開かれたカフェレストランの事業運営

イベント開催日や地域活動支援センター開催日の土曜日にオープンさせることで、地域住民が施設に足を運ぶきっかけ作りを行う。